

## 中津市自主防災組織活動事業費補助金・種目別補助対象一覧表

事業の種目	補助対象経費	補助金額	交付要件
1 防災知識普及事業	防災知識普及事業に要する経費で次に掲げるもの ・会場借上げ経費 ・講習会等の資料作成経費 ・講師への謝礼 ・防災パンフレット作成経費 ・その他市長が特に必要と認めたもの	補助対象経費の3分の2以内の額。(千円未満切捨て)自主防災組織を構成する世帯数に200円を乗じた額に5万円を加えた額を限度とする。	① 主催は自主防災組織であること。 ② 自主防災組織の構成世帯の概ね半数以上が参加するものであること。
2 防災訓練事業	防災訓練に要する経費で次に掲げるもの ・誘導旗、メガホン、三角巾、炊き出し用の米、水等の購入経費 ・放送機器、テント、椅子、机等の借上げ経費 ・看板制作、消火薬剤の詰め替え等の経費 ・その他市長が特に必要と認めたもの	補助対象経費の3分の2以内の額。(千円未満切捨て)自主防災組織を構成する世帯数に200円を乗じた額に10万円を加えた額を限度とする。	
3 防災資機材備蓄事業	次に掲げる資機材の購入に要する経費 ・情報収集伝達用具 携帯ラジオ、トランシーバー、拡声器、メガホン等 テレビ(※条件あり) (分担金等初期費用含、月額使用料は補助対象外) ・初期消火用具 消火器、バケツ等 ・救出用具 チェーンブロック、チェーンソー、ハンマー、カッター、ゴムボート、パール、ジャッキ、ノコギリ、ペンチ、スコップ、ナタ、オノ、はしご、掛矢、クリッパー、ワイヤロープ等 ・救護用具 担架、救急用品、毛布、リヤカー、テント等 ・避難誘導用具 懐中電灯、標旗、警笛、メガホン等 ・給食給水用具 食糧、飲料水、浄水器、ポリタンク、鍋、釜、カセットコンロ等 ・機材収納用具 収納庫(10㎡以下・文字代含む)等 ・防災衣服 防災服(ベルトを含む)、防寒衣、雨着、ヘルメット(文字代を含む)、帽子、腕章、安全靴、ゴム長靴、皮手袋、軍手等 ・防災標識 防災用標識、看板等 ・その他 防水シート、簡易トイレ、コードリール、ローソク、可搬ポンプ、乾電池、発電機、土のう、投光機、ロープ、AED等 ・その他市長が特に必要と認めたもの	補助対象経費の3分の2以内の額。(千円未満切捨て)自主防災組織を構成する世帯数に200円を乗じた額に15万円を加えた額を限度とする。	① 自主防災組織が備蓄、管理すること。 ② 資機材には自主防災組織の所管であることを明記すること。 ③ 食料・飲料水については、3年以上の保存が可能なおものであること。

## 中津市自主防災組織活動事業費補助金・種目別補助対象一覧表

事業の種目	補助対象経費	補助金額	交付要件
4 防災対策 支援事業	次に掲げる器具の取り付けに係る経費  ・ベルト式金具 ・L型金具 ・ポール式器具 ・ストッパー式器具 ・飛散防止フィルム 等	補助対象経費の3分の2 以内の額。(千円未満切 捨て)自主防災組織を構 成する世帯数に200円 を乗じた額に15万円を 加えた額を限度とする。	① 器具設置対象 者は、下段に定 める者を対象と する。  ② 自主防災組織 が、責任を もって取付を 行うこと。

<p><b>【防災対策支援事業における器具設置対象者】</b>                      世帯員自らの器具の設置が困難な世帯で、次の①に該当し、且つ②から⑤のいずれか該当する世帯であること。</p> <p>①暴力団関係者でない世帯                      (中津市暴力団排除条例第2条第2項に定義される暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定される暴力団員をいう。)若しくはその者と密接な関係でないこと。)</p> <p>②65歳以上の高齢者のみで構成される世帯</p> <p>③要介護認定又は要支援認定を受けている者のみで構成される世帯</p> <p>④身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者のみで構成される世帯</p> <p>⑤その他市長が特に必要と認める者</p>
--